

副 本

平成26年（行ウ）第22号 「歩行者が出てくる危険性もない道路」で行われる速度
取締りによる処分取消し請求事件

原告 野村一也

被告 神奈川県

答 弁 書

平成26年 6 月 16 日

横浜地方裁判所第1民事部合議A係 御中

(送達場所)

〒231-8403 横浜市中区海岸通2丁目4番

神奈川県警察本部警務部監察官室訟務係

電 話 045-211-1212

F A X 045-211-0650

被告指定代理人

同
同
同
同
同
同
同
同
同

矢 部 聡
大 竹 孝 行
萩 峯 義 成
佐 藤 公
金 子 秀 行
梅 田 豊
山 崎 孝 幸
佐久間 英 幸
伊 藤 成 和
北 村 優美子



同
同
同

松村正和
野口富士
上田淳一



第1 本件処分をした行政庁
神奈川県警察本部長

第2 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する
- 2 訴訟費用は原告の負担とする
との判決を求める。

第3 求釈明

本件は、原告が「速度超過30以上50未満」の違反行為を行い、累積点数が7点となった結果（甲第4号証参照）、原告に対してなされた運転免許停止処分につき、その取消しを求める事案であるところ、原告が訴状記載の「請求の原因」において主張している趣旨が、違反行為（すなわち時速30キロメートル以上50キロメートル未満の速度超過）そのものを争う趣旨なのか、それともこれは認めた上で、速度規制の適法性を争う趣旨なのかが判然としない。

よって、この点を明確にされたい。

第4 請求の原因に対する認否及び被告の主張

上記求釈明に対する応答を待って、準備書面により認否、主張する。

附 属 書 類

1 指定書 1通